

ぞ料らん、本年七月十五日、風痰に冒染し寢疾して逝く。弥留の余、特に敬を呼び榻前に至らしめ泣いて道わく、吾、職として外藩を守り深く聖恩に沐すること真に高天厚地の如く頂踵酬い難し。祖・父已に薨じて未だ遠からざるに吾も亦た不幸にして怯疾を以て身故すれば、復た能く望風して頂祝する無し。但だ犬馬、主を恋うの念は死すと雖も誼れず。爾、嫡子に係る。善く吾が心を体し恪んで臣職を修め、忠を尽くして即ち以て孝を尽くせ。当に敬んで佩して忘ること無かるべし、と。敬、言を聞き五内割くるが如く、幾んど人間に視息するを欲せず。榮榮として疚に在り。安くんぞ敢えて軋ち嗣位の思を萌さんや。第だ茅土は之を天家より錫われば屏藩の責重し。諸凡の庶務の機宜は権に従い暫く撰せざるを得ず。茲に例に循いて進貢するに当り、理として合に父の病逝の日期併びに臨終の遺囑を將て、特に正議大夫楊聯桂を遣わし前來して報明せしむべし。伏して乞う、貴司、察核して督兩院に転詳し、具題して宸鑑に上達するを賜わるを懇わんことを。特だに敬、終身感佩するのみならず、即ち父九泉の下、死すと雖も猶お生ぎん。此の為に理として合に貴司に移咨すべし。請煩わくは察照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

康熙五十一年（一七二二）十一月初六日

注（一）據べ 校訂本では「據」とするも「據」の誤り。

（2）蕞爾 小さいさま。

2-06-12

世曾孫尚敬の、進貢のため耳目官毛九経等を遣わすむねの符文（一七二二、□、□）

琉球国中山王世曾孫尚（敬）、進貢の事の為にす。

切照するに、敵国は世々天眷の隆に沐し、貢典に遵依して二年一次なり。茲に康熙五十一年、乃ち当に進貢すべきの期なり。特に耳目官毛九経・正議大夫蔡灼・都通事阮瓊等を遣わし、表・咨を齎捧し、海船二隻に坐駕して官伴・水梢共に一百九十五員名を率領せしむる外、報喪使の正議大夫楊聯桂一員・跟伴九名を附搭す。毎船に均幫する上下の員役は以上共に計二百零五員名なり。常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運して両船に分載す。一船は義字第九十四号にして煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、一船は義字第九十五号にして煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、前んで福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き聖禮を叩祝せんとす。

所扱の差去する員役は文憑無ければ、各処の官軍の阻留するを恐る。此の為に理として合に符文を給発して以て通行に便ならし

むべし。今、王府の義字第九十三号半印勘合の符文を給して都通事阮瓚等に付し収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば即便ただちに放行し、留難し遅候して便ならざるを得しむる母かれ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 京に赴く

耳目官一員 毛九経 人伴一十二名

正議大夫一員 蔡灼 人伴一十二名

正議大夫一員 楊聯桂 人伴九名

都通事一員 阮瓚 人伴七名

在船都通事二員 孫廷璽 阮璋 人伴八名

在船使者四員 毛天枢 齐彦士 東国佐 益子義 人伴一十六名

存留通事一員 金震 人伴六名

在船通事一員 楊宗礼 人伴四名

管船火長・直庫四名 鄭国楨 与那嶺 毛日盛 仲宗根

右の符文は都通事阮瓚等に付す。此れを准ず

康熙五十一年（一七一一） 月 日給す

注*康熙五十一年の進貢は、表文〔〇六一〇八〕、礼部あての咨〔〇六一〇九〕、福建布政司あての咨〔〇六一一〇〕〔〇六一一一〕の日付はいずれも康熙五十一年十一月初六日であるが、本文書（符文）および執照〔〇六一三二〕〔〇六一一四〕は日付を欠く。本文書中の蔡灼・阮瓚・孫廷璽・阮璋の家譜（『家譜（二）』二七七・一五九・四一八・一五

八頁）は、二隻の進貢船は康熙五十二年二月十二日に那覇を開船し、馬齒山（慶良間諸島の島）で風を待つて十八日に島を発つたとする。出発が翌年になったことについて蔡灼の家譜は「因御銀不来、俟至翌年正月御銀下来」と記す。

（1）東国佐 〔〇六一一四〕〔〇六一一〇〕では東国祚とする。

2-06-13

世曾孫尚敬の、進貢のため耳目官毛九経等を遣わすむねの執照（一七一一、□、□）

琉球国中山王世曾孫尚（敬）、進貢の事の為にす。

照得するに、敝国は世々天恩に沐し、貢典に遵循して二年一次なり。茲に康熙五十一年、乃ち当に貢すべき期なり。特に耳目官毛九経・正議大夫蔡灼・都通事阮瓚等を遣わし、表・咨を齎捧して海船二隻に坐駕し、官伴・水梢共に一百九十五員名を率領せしむる外、報喪使の正議大夫楊聯桂一員・跟伴九名を附搭す。每船に均幫する上下の員役は以上共に計二百零五員名なり。常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運して両船に分載す。一船は義字第九十四号にして煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、一船は義字第九十五号にして煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、前んで福建等処承宣布政使司に至りて投納